

## 商品の表示に関するお詫びとお知らせ

平素は弊社商品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

弊社は、弊社が販売いたしましたLED電球6商品の表示に関して、平成24年6月14日、消費者庁より、不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令を受けましたので、ご報告申し上げますとともに、お客様に大変なご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

弊社が平成22年3月頃から平成24年2月頃まで販売いたしました下記のLED電球6商品について、商品パッケージ、店頭に掲示したポップ及びコーナンのeショップにおいて、「消費電力4.5Wで40ワット形電球相当の明るさ」、「消費電力5.7Wで60ワット形電球相当の明るさ」等と記載しておりました。しかしながら、当該商品の全光束（電球の明るさを表すのに用いられる数値で、光源がすべての方向に放出する光束の総和。）は、日本工業規格に定められた基準を大きく下回っており、用途によっては白熱電球の40ワット形ないし60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであり（注）、当該商品の内容について、一般消費者の皆様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示でありました。お客様には大変なご迷惑をおかけいたしましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。

（注）白熱電球は、ほぼ全方向へ配光されるのに対し、当該商品（LED電球）は、下方向（下向きの照明器具に取り付けて用いる場合）への配光が強く、上方向及び水平方向への配光が弱いという違いがあります。このようなLED電球を、例えばダウンライト、スポットライト等の上方向及び水平方向へ光が広がる必要性の低い照明器具等に取り付けて用いる場合には、当該LED電球の全光束が白熱電球（例えば60ワット形）の全光束よりも低くても、下方向の明るさが白熱電球の明るさと同等となる程度の全光束であれば、下方向について白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができます。しかし、空間全体を照らすための照明器具等に取り付けて用いる場合は、白熱電球の60ワット形と同等以上の全光束でなければ、白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることはできません。

弊社で販売しておりますLED電球の表示は既に変更いたしております。今後は再発防止のため、品質向上・管理に一層努力を重ねて参りますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成24年6月14日

コーナン商事株式会社

## 記

|      |                      |                      |
|------|----------------------|----------------------|
| 対象商品 | LED電球                |                      |
| 品番   | LED4.1 W40/E26KC - D | LED4.1 W40/E26KC - L |
|      | LED5.7 W - E26 - D   | LED5.7 W - E26 - L   |
|      | LED08 - 005[D]       | LED08 - 006[L]       |

（本件に関するお問い合わせ先）

コーナン商事株式会社 お客様サービス室 フリーダイヤル：0120-04-1910（固定電話専用）

受付時間：平日 午前9時から午後6時まで